

※変更箇所は二重下線の箇所になります。

令和3年4月1日からの経営事項審査改正点

1 技術職員名簿

(1) 改正概要

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」（法第25条の27第2項）とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」が追加された。（技術職員に係る「CPD単位取得数」を評価）

(2) 確認資料

- ・ 審査基準日から1年以内を取得したCPDの受講証明書の写し
※ 会社名で個人毎の単位数が取れる場合は、会社名での証明でも可

2 その他の審査事項

(1) 経理の状況（W52～W54）

① 改正概要

経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われていたことの確認の有無等が評価されることとなった。

ア 監査の受審状況（W52）

○ 要件

「経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」ができる者の要件が改正

- ・ 講習を受講した公認会計士・税理士又は一級登録経理試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者

※ W53, W54についても、1級・2級の登録経理士については、上記の講習受講要件が必要

※ 同等以上と認められる者とは、

- ・ 28年度以前に1級登録経理試験に合格した者（令和5年3月までに限る）
- ・ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年経過しない者

② 確認資料

- ・ 登録経理講習の修了証の写し（1級・2級）
- ・ 公認会計士，税理士に係る講習受講の修了証

(2) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組状況 (W61～62)

① 改正概要

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」(法第25条の27第2項)とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」が追加された。

② 確認資料

- ・ 審査基準日から1年以内を取得したCPDの受講証明書
- ・ 審査基準日時点における能力評価結果通知書
- ・ 審査基準日以前3年前の日において受けている評価区分がわかる能力評価結果通知書
- ・ 技能者に係る常勤性の確認書類(社会保険の標準報酬決定通知書等)及び継続雇用の確認書類(健康保険証等)
- ・ 技能者数に記載する技能者に係る施工体制台帳(審査基準日以前3年以内に行った工事に係るもの)の作業員名簿の写し
※ ただし、審査基準日現在においても申請業者において雇用されている者に限る。

③ 様式(追加)

ア 様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」

イ 様式第5号「技能者名簿」

※ 追加様式については、該当がある申請業者のみ添付